

(要領様式第1号)

### 松本市廃棄物の適正な処理の確保に関する条例に基づく公表

松本市廃棄物の適正な処理の確保に関する条例（令和3年条例第63号。以下「条例」という。）に基づき次のとおり公表し、関係図書を縦覧に供します。

松本市公告第215号  
令和4年6月14日

松本市長 臥 雲 義 尚

#### 1 公表する内容及び縦覧する関係図書

根拠条項	内容及び関係図書	公表及び縦覧するもの（○を付す）
(1) 条例第41条第1項	事業計画概要書	○
(2) 条例第45条第2項 (第45条第6項含む)	事業計画概要説明会終了報告書 (勧告に基づくものを含む)	
(3) 条例第47条第1項	事業計画書	
(4) 条例第41条第4項	見解書及び意見書（写）	
(5) 条例第54条第2項	最終見解書	
(6) 条例第56条第2項	事業計画廃止届出書	

#### 2 公表する事項

事項	内容（該当する項のみに記載する）						
氏名及び住所 (法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)	株式会社しんえこ 代表取締役 小松 茂人 長野県松本市大字島立 2346 番地						
申請の区分（I）	一般廃棄物処理施設及び産業廃棄物処理施設の変更許可						
条例第41、45、47、50、54、56条	①廃棄物の処理施設の設置の場所	長野県松本市大字島立 2338 番 2					
	②廃棄物の処理施設の種類	中間処理（破碎）					
	③処理を行う廃棄物の種類	廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず					
	④廃棄物の処理施設の処理能力	廃プラスチック類 39.2t/日（4.9t/h:8時間） 金属くず 130.4t/日（16.3t/h:8時間） ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず 65.6t/日（8.2t/h:8時間）					
	⑤変更の概要（変更許可等の場合）	<table border="1"><thead><tr><th>変更後</th><th>変更前</th></tr></thead><tbody><tr><td><b>【一次破碎】（新設）</b> FHPS-230-400型（富士車輛株式会社） 廃プラスチック類 191.2t/日 金属くず 617.6t/日 ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず 546.4t/日</td><td>AS-1250型（アライシュレッター） 廃プラスチック類 39.2t/日 金属くず 130.4t/日 ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず 65.6t/日</td></tr><tr><td><b>【二次破碎】（現行）</b> AS-1250型（アライシュレッター） 廃プラスチック類 39.2t/日 金属くず 130.4t/日 ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず 65.6t/日</td><td></td></tr></tbody></table>	変更後	変更前	<b>【一次破碎】（新設）</b> FHPS-230-400型（富士車輛株式会社） 廃プラスチック類 191.2t/日 金属くず 617.6t/日 ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず 546.4t/日	AS-1250型（アライシュレッター） 廃プラスチック類 39.2t/日 金属くず 130.4t/日 ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず 65.6t/日	<b>【二次破碎】（現行）</b> AS-1250型（アライシュレッター） 廃プラスチック類 39.2t/日 金属くず 130.4t/日 ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず 65.6t/日
変更後	変更前						
<b>【一次破碎】（新設）</b> FHPS-230-400型（富士車輛株式会社） 廃プラスチック類 191.2t/日 金属くず 617.6t/日 ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず 546.4t/日	AS-1250型（アライシュレッター） 廃プラスチック類 39.2t/日 金属くず 130.4t/日 ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず 65.6t/日						
<b>【二次破碎】（現行）</b> AS-1250型（アライシュレッター） 廃プラスチック類 39.2t/日 金属くず 130.4t/日 ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず 65.6t/日							

条例第41、45条	⑥周辺地域の範囲及びその根拠	(範囲)松本市 島立町区町会、小柴町会 (根拠)松本市廃棄物の処理施設の設置等に係る指針第3の1(5)
	⑦関係住民の範囲及びにその根拠	(範囲)周辺地域内に住所若しくは居所又は事務所若しくは事業場を有する者 周辺地域内において農業、林業又は漁業を営む者 (根拠)条例第36条第2項及び条例施行規則第33条第1号
	⑧関係住民に対する事業計画概要説明会の開催日時及び場所	(日時)令和4年8月27日(土)午後7時から (場所)松本市島立公民館 (松本市大字島立3298番地2) 町区公民館 (松本市島立2422)
	⑨事業計画概要書(事業計画概要説明会終了報告書)の縦覧場所、期間及び時間	(場所)長野県松本市島立7576-1 松本市 環境エネルギー部 廃棄物対策課 (期間)令和4年7月14日(木)まで (土日・祝日その他市の休日を除く。) (時間)午前8時30分から午後5時15分まで

### 3 提出できる意見

今回提出できる意見	根拠	対象	意見できる内容	様式	期限及び提出先
○	第42条	○第41条第2項の関係住民 ○事業計画概要書について生活環境保全上の見地から意見を有する者	○周辺地域の範囲 ○関係住民の範囲及びその根拠 ○関係住民に対する事業計画の概要に関する説明会の開催日時及び場所	19号	○提出期限 令和4年7月14日(木) ○提出先 〒390-0851 松本市島内7576-1 松本市環境エネルギー部 廃棄物対策課

\* 「今回提出できる意見」に○印のあるものについて意見書の提出ができます。

#### 注) 意見提出にあたっての留意事項

- ・提出書類はいずれも日本産業規格A列4番(折込可)とし、使用する言語は日本語とすること。
- ・提出方法は持参又は郵送とすること。なお、電子メール等に添付しての提出は、確実な受領が保証されたものではないため、認められないこと。